

教皇改革と十分の一税

関 口 武 彦

本稿で考察する教皇改革期(十一世紀中葉から十二世紀中葉まで)に十分の一税はすでに一般的な承認を得ていた。少数の異端者をのぞいて不払い運動なるものは知られていない。西欧の辺境地帯にも、多少の抵抗があつたにせよ、十分の一税は次第に浸透していった。南イタリアのアプーリア、カラブリア、ドイツ東部のテューリングン、ザクセンがそうである。たとえばテューリングンへの十分の一税の導入をめぐって当地の住民と対立したマインツ大司教ジークフリートにたいして、教皇アレクサンデル二世は大司教を支持して次のように述べた。「誰であれ、受洗によつて法的な義務が生ずる彼の財産の十分の一税を、毎年神とその司祭に納めよつとしない者はキリスト教徒ではない」。⁽²⁾ さらにパスカリス二世はアラス司教フンベルに宛てて書いている。聖マリア教会(=アラス教会)から洗礼、説教、埋葬を受け取る小教区民は、当教会に初穂、十分の一税、ミサ献祭の供物《oblationes solemnes》その他の小教区税を納めなければならぬ。なぜなら、霊的なものが時かれる者から肉なもの、⁽³⁾ものが刈り取られるのは当然だからである」と。改革末期の過激な思想

家アルナルド・ダ・ブレイシアでさえも十分の一税は正当な税であると考えていた。十分の一税や初穂は、肉体の敬虔な使用に充てられるべきだといふ自身の主張に合致していたために、彼は十分の一税を納めない俗人を非難したといふ。つまり十分の一税の納付に関しては、すでに教皇改革期には一般的な合意が存在していたといつてよいであろう。

カロリング朝期以後、十分の一税は小教区民によつて受洗聖堂に納付された。その管理責任者は言つまでもなく司教である。しかし私有教会の建設、修道院への十分の一税の寄進、売却、遺贈などを通して、事実上司教座教会の管轄外にあつた十分の一税が増大した。⁽³⁾ 俗人十分の一税(Laienzehnten, dines seigneuriales)と修道院十分の一税(Klosterzehnten, dines monastiques)がこれである。改革教皇権は、前者にたいしては世俗権力と時折妥協しながらも禁止政策をとり続け、後者にたいしては権利濫用の規制に努めている。十一世紀末には、初代の修道制に立ち戻つて十分の一税を拒否する動きがベネディクト修道制の内部から現れた。新修道制を代表するシトー会がそれである。十分の一税について教皇改

革がいつたい何を為し遂げ、何を達成できなかったのか、この点を明らかにするのが本稿の課題である。

一 俗人十分の一税と改革教皇権

我々は十分の一税が俗人のあいだに広く分有されていたことを先の研究で明らかにしたが、⁶⁾ 教皇改革期における俗人十分の一税の所有の実情を知るためにオルデリクス・ウィタリス（以下オルデリクスと略記）の『教会史』の記述を取り上げたい。彼はフランスの城主の創建になるモールMauleとオーフェAutay 両修道院の歴史について詳説している。⁷⁾ いずれもノルマンディのサン＝テヴルル Saint-Evroul 修道院（リジュー教区）の属院である。イギリス生まれのこの歴史家は十歳のときにサン＝テヴルルの修練士になり（一八五年頃）、十二世紀の四十年代初頭に死去するまで当院の修道士として留まった。十一世紀末のモールとオーフェの創立から十二世紀前半までの歴史についてはまさしく同時代人の証言とみなすことができる。

パリ西方三十キロのモールに城を構えるピエール・ド・モールはル・リツシユ家の傍系親族にあたり、当地の有力貴族モンフランシー家やモンレリ家とは姻戚関係にあった。イル・ド・フランスの富裕な城主貴族である。⁸⁾ オルデリクスは一〇七六年に修道院を設立したピエール、息子

アンソルド、孫ピエールの三代にわたって修道院を取り巻く社会環境の推移を記録した。創立当初のモール修道院の基本財産は二つの小教区教会とそれに付属する司祭収入および埋葬料である。家臣も主君に倣って土地や十分の一税を寄進した。モール城主三代にわたって家臣団を構成する十名以上の騎士が相次いで十分の一税をはじめ司祭収入、埋葬料、初穂などを寄進した。モール修道院は城主一族とその郎党の廟所になり、彼らの息子はしばしば奉獻児童となつて持参金の十分の一税を当院にもたらしたのである。騎士は身内に不幸が生じたり、病に悩んだり、死期が近づくと普段よりも寛大になり、十分の一税や諸権利を惜しげもなく修道院に寄進した。その結果、死後に遺族から異議申し立てがなされたが、「修道士からの自由な贈り物」《ex karitate monachorum》の各目で謝礼を幾らか上積みして、修道士は相続人の承諾を得ている。一例を示そう。モンフォールの騎士ボドリ・ルフスは死期の切迫を悟るとモールの修道士になり、修道院にマントに所有していた収入（十スーと一ステイエの塩）、ジュモーヴィル教会に所有していた祭壇収入、十分の一税そして地代収入（十二ドウニエ）を寄進した。彼の妻と息子ジョフロワもこれに同意したが、修道士は将来に備えて妻に雌牛一頭、息子には六十スー相当の馬一頭と二十スーを与えた。証人としてモール城主アンソルドと数名の騎士が立ち会った。しかしボドリの死後ジョフロワが寄進に異議をとなえたので、修道士はやむなく二十スーを上積みして彼の

了承を取りつけた。⁽⁹⁾ 十分の一税は奉獻児童になった息子の持参金、娘の婚資、質権設定の担保にあてられており、その細分化と分散が著しく進んでいた状況を物語る。そしてなによりも十分の一税を根気よく獲得し、といったモール修道院の豊富な資金量には目を見張るものがある。さらに注目すべきは、十分の一税や土地収入の寄進、買取りによって財を積んだ修道院にたいして、城主や騎士が不満を抱いていた形跡が全くみとめられないことだ。騎士たちは修道士を敬愛しており、たびたび修道院を訪れては修道士と一緒に回廊を散策しながら時事問題や宗教について語り合った。彼らは死を予感するとモールの修道士になって死ぬことを望んだのである。修道院が今後とも「生きている者の学校、死に瀕している者の避難所であれかし」とオルデリクスは述べている。

一〇七九年にオート＝ノルマンディのコー地方の城主シルベールは妻ベアトリクスの協力を得て、オーフェの参事会聖堂を修道院に変更した。「修道士たちの祈りと功德によって最後の審判のときに救われるため」⁽¹¹⁾である。シルベールの曾祖母はノルマンディ公リシャル二世の娘であったから、オーフェ城主は征服王ウィリアムの遠縁にあたる。シルベールは征服王の家臣として彼のイングランド征服にも参加した。シルベールはサン＝テヴルールから修道士を招いてオーフェ修道院長に任命した。オーフェの六名の参事会員のうち三名だけが修道士になり、一名は事故死し、三名は死ぬまで参事会員として修道士と一緒に暮らしたと

いう。修道院に変更されたときに、シルベールはニケ村の十分の一税、二つの水車からの十分の一税の一部を修道院に与えた。彼に倣って三名の家臣も十分の一税を寄進した。家臣の一人は三名の騎士に十分の一税を授封していたが、説得と補償によってこれを取り戻して修道院に譲渡している。シルベールの息子、ゴティエは修道士を十二名に増員した。このときにも修道院にさらなる寄進を行った。水車一基、三名の保有農付き農地、十分の一税収入を伴う一教会がそれである。さらにオーフェの通行料収入の十分の一を修道院に与えた。オーフェにおいても十分の一税は授封、再授封によって俗人に広く分有されていたのである。オーフェ修道院が十分の一税収入を重視したように母院のサン＝テヴルールも積極的に十分の一税の獲得に努めており、このためには多額の出費《magnum pretium》も厭わなかったことをオルデリクスの『教会史』が伝えている。⁽¹²⁾

俗人十分の一税にたいして改革教皇権はいかなる態度をとったのであるかが、これを知るための資料は教皇主宰の教会会議と教皇特使や地方の高位聖職者が召集した教会会議の教令である。教皇は一貫して俗人十分の一税を非難し、グレゴリウス七世にみられるように、しばしばこれに強硬に反対した。しかしながらフランク時代の私有教会制にまで遡る根深い慣習を打破するのはむずかしく、教会はこの不文律の支配との妥協を余儀なくされている。地方開催の教会会議ではこの傾向がとくに

顯著であり、司教や司祭の「適正な取り分」《congrua portio》が話題にのぼる場合が多かったのである。レオ九世は有名なランス教会会議（一〇四九年十月）において俗人による祭壇収入《altario》の所有を禁じたが、十分の一税への明確な言及はない。注目すべきは、回教皇が聖式謝礼とミサの献祭謝礼をもに禁じたことである（第五条）。ヴィクトル二世下

にアルルとエクスの両大司教が共同主催したトゥールズ教会会議（一〇五六年九月）は、俗人の私有教会《ecclesia in aedibus laicorum》が十分の一税、初穂、司祭収入の三分の一を司教ないし聖職者に納付するように定めた（第十一條）。つまり十分の一税と祭壇収入の三分の二は俗人領主が所有することを黙認したのである。ニコラウス二世主宰のローマ教会会議（一〇五九年四月）では教皇改革の理念が明瞭なかたちをとっている。当会議は俗人の十分の一税所有を禁止し、初穂や供物と一緒に教会への返還を命じたが（第五条）、これはおそらく助祭枢機卿ヒルデブランドの影響によるものである。ニコラウス二世期に教皇特使ステファヌス（サン＝グリゴリオの司祭枢機卿）が召集したトゥール「Tours」教会会議（一〇六〇年二月）では、俗人による供物、埋葬料、十分の一税の所有が規制の対象になった。ここでは「十分の一税の少なくとも三分の一」《saltem tertiam decimam partem》が聖職者に留保されるべきだと現実的な決議がなされている（第八條）。アレクサンデル二世期にカタルーニヤのヘローナにおいてフーゴ・カンディドゥス（サン＝クレメンテ

の司祭枢機卿）が主宰した教会会議は、農工業生産物、水車、庭園、果樹園そして家畜が初穂と十分の一税の課税対象であることを再確認し、「司祭および聖職者の活動のために十分の一税の四分の一が彼らに支払われるように」と規定した（第一条）。

俗人による十分の一税の所有を明確に禁止したのはグレゴリウス七世である。一〇七八年十一月に開催されたローマ教会会議のカノン第七条は次のように定めた。「教会法が敬虔な用途のために承認した十分の一税を俗人が所有することを使徒の権威によって禁止する。もしも司教王、あるいはいかなる人物からであれ、十分の一税を受け取った者が当税を教会に返還しないならば、その者は瀆聖の罪を犯して劫罰の危険を被ることを知るべきである」。(18) 次に「司教から」《ab episcopo》とあるように、俗人十分の一税の責任の一端が教会にもあったことをカノン自体が認めており、本カノンはその遵守がもともと容易ではなかったといえよう。なお第十三条がミサ聖祭のときに信徒が捧げる供物（ミサの献祭謝礼）を「聖教父の慣習に由来する」《ex usu sanctorum patrum》として正当化し、神がモーセを通して語った言葉「手づから私の前に現れるな」(出エジプト 二三・一五)を引用しながら、これを信徒の義務と主張しているのは注目される。(19) 同年に教皇特使オロロン司教アマトゥスが主宰したヘローナ教会会議は、俗人の私有教会返還がいかに難しいかを示していて興味深い。その第十三条にいわく、「我々はたしかに教会が俗人

に属さないことは承知している。しかし俗人から教会をこごとく取り上げることができないときには、少なくともミサおよび祭壇の供物や初穂の所有を彼らにたいして固く禁する⁽²⁰⁾と。十分の一税への明確な言及はないが、多くの私有教会に十分の一税が付属していたことを考慮すれば、本カノンは俗人への大幅な譲歩といつてよいであろう。一〇八一年のペンテコステの祝日に、リルボンヌ(セトヌ河口)にウィリアム一世が召集した教会会議では、聖俗ハロンがウィリアムと彼の父の下で行われていた慣習を改めて確認した。カノン第四条は次のように言つた。「俗人は祭壇収入、埋葬料、十分の一税の三分の一(聖職者の取り分)を所有してはならない。またこれらの売却、寄進によつて金銭を受け取つてはならない⁽²¹⁾」。ここには祭壇(altare)と教会(ecclēsia)の区別がみられる。祭壇収入は聖職者に帰属するが、教会収入(十分の一税)については、教会の創設にかかわつた俗人もまた権利をもつ。ノルマンディでは十分の一税収入の三分の二までは慣習法によつて俗人の所有が認められていたのである。ルマリニエによれば、フランス西部(サンス、トゥール両管区)では、すでに十世紀七十年代以降、祭壇と教会の区別がみられるといふ⁽²²⁾。十分の一税にたいする柔軟な対応はドイツの教会会議においても認められる。一〇八五年四月に教皇特使と対立王ヘルマン・フォン・ザルムが召集したクヴェトリンブルク教会会議は、カノン第五条で「俗人は合法的所有者の同意なしに十分の一税を所有したり、封として請求

することはできない⁽²³⁾と規定した。つまり合法的な所有者(司教、修道院長)の同意があれば、俗人もまた十分の一税の所有や受封が可能なのであり、本カノンは現状により適つた法の運用であつたといえよう。ウルバヌス二世およびパスカリス二世期の教会会議は、グレゴリウス七世の前述の教会会議のカノンを繰り返した。クレルモン教会会議(一〇九五年十一月)のカノン第十九条、ニーム教会会議(一〇九六年七月)のカノン第六条、ボワチエ教会会議(一一〇〇年十一月)のカノン第十六条がそれである。パスカリスは「祭壇および十分の一税を金銭と引換えに与えたり、聖書を売却するのはシモニア異端である⁽²⁴⁾」と述べている。一一一九年十月にカリクストゥス二世がランスに召集した大規模な教会会議に関してはストラスブルの神学校校長ヘッソのルポルタージュが残されており、興味深い事実を伝えている。カノン第二条の制定をめぐる論議は、俗人に教会・十分の一税の所有を断念させることがいかに難しかったかを示している。第二条の原案では「我々は俗人の手によるすべての教会および教会財産の授与を全面的に禁止する⁽²⁵⁾」とあつた。しかしこの条文が総会で朗読されると多数の俗人や聖職者から不満の声があつた。彼らは「俗人が昔から保有していた」《antiquus ius tenentis》十分の一税と教会ベネフィスを教皇が取り上げよつとしてい

るのではないかと警戒したからである。激論は晩禱まで続いたが決着がつかなくつた。そこで教皇はこの日に会議を終わらせることをあきらめ

当該条文をもう一度検討してから改めて総会に諮ることにした。教皇は聡明な助言者の意見をいれて原案を修正し、翌日に本修正条文を総会に上程して一同の承認を得たのである。第一条は「我々は俗人の手による司教職および大修道院長職の授与を全面的に禁止する」と変更された。つまり禁止の対象を司教座、大修道院などの上級教会に限定し、下級私有教会とそれに付属する諸権利（十分の一税や司祭収入など）の授与については、従来通り俗人の関与を黙認したのである。これは私有教会にたいする俗人領主の長年にわたる権利を事実上承認したことにはほかならない。一三三三年三月にカリクストウス二世が召集した第一ラテラノ公会議は司牧と教会財産《*res ecclesiasticae*》の管理権が司教にあることを明記したが（第四条）、十分の一税についての言及は避けている。しかしアナクレトゥス二世のシスマに勝利して意気が上がるインノケンティウス二世は、シスマ終結の翌年に開催された第二ラテラノ公会議（一三三九年四月）において相変わらず改革の建前を強調した。十分の一税は敬虔な用途のために《*in usu pietatis*》聖職者に与えられているのであり、俗人はそれを教会に返還しなくてはならない。また教会を所有する俗人はそれを司教に返さなくてはならぬ（第十条）⁽³⁰⁾。このカノンはランス教会会議の暗黙の了解を無視したアナクロニズムであったが、十二世紀後半に開催された第三ラテラノ公会議でも繰り返されるのである。⁽³¹⁾

二 修道院十分の一税と改革教皇権

寄進や売買を通じて修道院による十分の一税の所有が野放図な発展をとげると、改革教皇権はその規制に乗り出さざるを得なくなった。一〇七八年十一月のローマ教会会議はカノン第九条で次のように規定した。「修道院長は、教会法に従って司教に属する十分の一税、初穂、その他の収入をローマ教皇の権威もしくは教区司教の同意なしに所有しないように使徒の命令によって確認する」と。当教令は後にルツカ司教アンセルムス、枢機卿デウスデーディットのカノン法集成に収録されたが、その制定理由と影響についてガエータのヨハネス（尚書院長、後の教皇ラシウス二世）が説明している。教令の布告以前には、俗人領主は自由に教会を修道院に譲渡、売買できたために聖職者のモラルが著しく弛緩した。グレゴリウス七世はこうした風潮に歯止めをかけるべく本教令を制定したが、この禁令に乗じて司教の修道院略奪が激しさを増した。⁽³²⁾ 修道院から教皇庁に苦情が殺到したために教皇も事態を放置できなくなり、五年後の一〇八三年に召集した教会会議において、当教会会議以前に諸侯が修道院に譲渡した財産や教会は修道院の所有権下にとどまると決議した。しかしグレゴリウス七世の命令もハインリヒ四世派の迫害が差し迫った状況の下では殆ど効果をあげることができなかった。そこでウルバヌス二世は一八九年九月にメルフィに教会会議を召集して、このと

きまでに諸侯が修道院に譲渡したものは今後も引き続き修道院が合法的に所有できるが、それ以外については修道院長は獲得を断念するように求めた。この適切な措置によって、以後修道院長は教会侵出をやめ、司教は修道院を略奪しなくなったとヨハネスは述べている。メルフィ教会会議のカノン第五条はローマ教会会議の曖昧な表現を避けて、たとい司教の同意がなくても「*教皇の同意があれば*」《*Romani concessione pontificis*》「これまで通り修道院は俗人による教会、十分の一税の譲渡を受け入れることができる」と規定した。⁽³⁶⁾つまり特免による法の適用緩和の措置である。一〇九六年七月のニーム教会会議では、修道院が所有する教会と十分の一税(ガリアでは *titaria* と呼ばれた)を、主任司祭 *persona* の死去や異動の際に司教が修道院に買い戻させる金銭づく《*ventilias*》が議論された。⁽³⁶⁾ガリアにはびこるこの悪習は前年クレルモンで開催された教会会議でも話題になったが、ニーム教会会議のカノン第一条は「こうした金銭取引の弊害を絶つために、三十年あるいはそれ以上のあいだ修道院が所有していた十分の一税については、修道院が誰からも煩わされることなく所有できると定めた。⁽³⁷⁾時効の導入による権利の保護である。教会法学者シャルトル司教イヴは、修道士から十分の一税を取り上げようとする一部の動きを牽制して次のように述べた。「十分の一税と供物はおもに聖職者集団に支払われるけれども、教会は所有する一切のものをすべての貧者と共有することができる。況や自身の財産を放棄し、すすん

でキリストの十字架を背負い、貧しいキリストに従つ貧者(=修道士)と共有できないであろうか?」⁽³⁸⁾と。

教皇権は他人の労働に由来する十分の一税の所有を修道院に認めただけではなく、修道士自身の必要のために生産された収穫物の十分の一の納付を修道院にたいして免除した。⁽³⁹⁾クリュニー修道院を例にとつて説明しよう。すでにルイ敬虔帝の修道院勅令(八一七年)は、「十分の一は貧者に与えられるべし」⁽⁴⁰⁾と規定しており、修道院は伝統的に巡礼の接待や貧者給養などの慈善行為に努めてきた。十世紀の教皇ならびに国王の特許状もこの点を重視した。九三一年三月にクリュニー修道士に発給されたヨハネス十一世の特許状は次のようにいう。「あなた方の修道院に属するブドウ畑や耕地からの収穫物の十分の一があなた方の宿泊所に属することを承認する。あなた方が今後受け取る土地についても同様である」。⁽⁴¹⁾その八年後に西フランク王ルイ四世が発給した確認証書も「修道士は直営地収入の十分の一を宿泊所に充てるように」と述べている。つまり直営地収入の十分の一は司教に納付せずに慈善に回すべきだといっているのである。改革教皇の一連の特許状はこの考えを受け継いでいる。パスカリス二世が修道院長ユーグに宛てた特許状(一一〇五年十月二十八日付け)は次のようにいう。「あなた方や他院の修道士を著しく煩わせてきたあなた方の農地の十分の一税、すなわちあなた方の費用とあなた方の修道院ないし分院の隷属民によつて耕作される直営地の十分の一税を、以後す

べての司教および司教役人の妨げなしに平穩に所有することを承認する。全能の神の恩寵によつてあなた方は十分の一に留まらず、残余の殆どすべてを巡礼修道士や貧者のために支出しているからである⁽⁴³⁾。十分の一税を免除されたのは直営地に限られ、農民保有地や受封地は十分の一税を負担し続けたのである。本特許状《Decimas emm laborum》は、カリクストウス二世、ルキウス二世、エウゲニウス三世の諸教皇によつても繰り返し確認された⁽⁴⁴⁾。

十分の一税の所有を是認したベネディクト会士にたいして『聖ベネディクトの戒律』の文字通りの厳守を主張したシトー修道士はその収受に反対した⁽⁴⁵⁾。十一世紀末に、同じ修道院の内部に十分の一税問題をめぐつて二つの対立する党派が形成されたことを伝えているのはオルデリクスである⁽⁴⁶⁾。彼はモレーム Maleine 修道士の意見の対立を論争形式をとりながら紹介している。これが書かれたのは一二三五年頃であり、ベルナーの活動の最盛期にあたる。オルデリクス自身の頭の中で整理された論争とはいえ、当時の状況をかなり正確に再現しているといつてよいであろう。モレーム修道院長ロベールは言う。我々は聖教父たちのようみずからの手を用いて労働していない。十分の一税と教会の供物から豊かな食事と衣服を得ている。詭弁と暴力によつて司祭に属するものを横領した我々は、他人の血を吸つて犯罪者も同然である。我々は十分の一税と

供物を小教区の聖職者に返して自身の労働によつて自活し、聖教父に倣い貧しいキリストに従つて生きようではないかと。このような改革派の主張に対して伝統的な生活に馴染んだ守旧派の修道士は反論する。我々が手労働に従事していないという批判があるのは十分承知している。その代わりに我々は日々禱務に励み、恩顧者のために祈り、執り成している。信徒の十分の一税と供物は聖パウロが言うように司祭と祭壇の奉仕者がこれにあずかるが（コリント前 九・一二）、修道士は品級と聖なる役務によつて紛れもなく聖職者である。我々は、クリユニーやマルムーティエの修道士同様に、権利として教会のベネフィスを保有しているのであつて、それを手放すつもりはない。我々は「新奇さの軽率な創業者」《temerarii novitium adinventores》とは無縁である」と。両党派は結局和解できなかったため、ロベールは修道院長を辞し、同じ考えを抱く十二名の改革派修道士を引き連れてシャロン教区のシトーに移住したのである（一〇九八年）。

周知のように、十二世紀前半に成立したシトー会の規約集では十分の一税の所有は厳禁された。パスカリス二世期に成立したと考えられている『創立小史』(Exordium Parvum) は、その第十五章で教会、祭壇、供物、埋葬料、十分の一税、パン焼き竈、水車の所有を禁止した⁽⁴⁷⁾。十数年後に作成された『シトー創立史』(Exordium Cistercii) は、その第二十三章において教会、祭壇、埋葬料、十分の一税、パン焼き竈、水車の所有

を固く禁じている。後者⁽⁴⁸⁾では供物が欠如しているが、両規約集は一致して、教会、十分の一税、祭壇収入はもとより聖式謝礼やバナリテ収入の所有さえも禁止したのである。両規約集の成立と時期をほぼ同じくしてベルナルは、ポンティニー修道院長ユークとの共同書簡の形式をとって、マルムーティエ修道院長オドンに警告を發した。彼が祭壇収入（十分の一税と供物を含む）をめぐって、しばしば聖職者といさかいを起していたからである。マルムーティエ修道士が貪欲に目がくらんで、「この世の栄光よりもささやかな祭壇収入の方を好む」のは驚きだと述べたあとで次のように言う。「しかしながら我々は、すべてのキリスト教徒とくに修道士にとって訴訟によって多くのものを所有するよりは平和のうちには僅かなものを所有することの方がより安全だと主張します。祭壇に比べ、祭壇によって生活するのは聖職者です。我々の務めと昔の修道士たちの範例は、修道士が神の聖所からではなくて自身の労働によって食物を手に入れるように命じています。種を蒔かないところで收穫するのは実に厭わしいことですし、他人が蒔いたものを收穫するのまやはり不当なことです。」⁽⁴⁹⁾

改革派の禁欲的で過激な主張が在俗聖職者の考えときわめて似通っているのは注目されよう。彼らもまた修道士が教会や十分の一税を所有したり、司牧にたずさわるのを拒否したからである。たとえばオックスフォードの神学校教師ティボー・デタンブがヨーク大司教に宛てた書簡

（一一三二／三三年）⁽⁵⁰⁾がその好例である。ヨーク大司教区でも新旧修道制の対立がみられ、在俗聖職者出身の大司教サースタンは改革派の肩をもった。改革派グループはのちにシトー派のファウンテンズ修道院を創建するが、サースタンに宛てたティボー（彼もまた在俗聖職者）の書簡には、修道士に対する敵意とともに初代修道制への共感をおもわせる指摘がある。教会と修道院とは別のものです。教会は信徒の集まりですが、修道院は呪われた者つまり修道士の住みかなのです。彼らは永劫の罰を避けるために自分自身を呪詛した者たちです。他人よりもおのれ自身によって呪われる方が効果的だからです。彼ら修道士には民衆に説教したり、洗礼を施したり、悔悟者を繋いだり解いたり、教会に属するとみなされている諸権利を行使することは許されていません。⁽⁵¹⁾そしてつつけて言う。「十分の一税や教会は法律上、修道士には属しません。金銭を強請するために一部の修道士が行う厳しい取り立てはあつてはならないことです。むしろ彼らは初代の修道士のように手の労働によって、共通のもの、すなわち神によって生計を立てなければなりません。」⁽⁵²⁾

モレームのロベール、クレルヴォーのベルナル、さらにシトー会の規約が十分の一税や供物を拒否したにもかかわらず、この立場は長続きしなかった。一つには歴史上しばしば繰り返されたことだが、修道士が徳行においてすぐれ、修道院の評判が高まると、修道士との結縁を求め

て修道院に土地や財産を寄進する聖俗界の貴顕が跡を絶たなかったからである。これは必然的に修道院経済の現実への適応を促した。さらに律修聖職者は、司教権との抗争に備えて概して教皇権には忠実であり、皇帝の迫害やシスマによってローマを追われた教皇とその一行に宿所を提供し、彼らの生活を保障したのは主として修道院であった。したがって教皇は修道院の経済的安定にはつねに配慮せざるを得ず、数多くの特権をこれに与えたという事実である。こうしてシトー会も遅かれ早かれ教

会と十分の一税の所有を容認された。C・H・バーマンのガスコーニュ、ラングドック地方についての研究によれば、この地域のシトー派修道院はすでに十二世紀三十年代には教会や十分の一税を所有していた。⁽⁵³⁾ さらにC・ルナルデイのリエージュ教区についての研究、E・アフォルテルのプザンソン教区のクレールフォンテーヌ修道院（プザンソン北方七十キロにあり、モリモン修道土が創建）の研究なども十二、十三世紀にシトー派修道院が十分の一税のみならずバナリテ収入までも所有していた事実を明らかにした。シトー会以外の新興教団（カルトゥジオ会、プレモントレ会、神殿騎士修道会、グランモン会）の修道士、律修参事会員も程なく現実的な政策路線に転換した。

十一世紀末にトゥルネの改革者オドンは、使徒的生活を實踐するために司教座聖堂参事会員の聖職禄を放棄して、サン＝マルタン律修参事会を教区内に創設した。しかしオドンの徳行と説教の評判が高まると、か

つての司教座聖堂参事会の同僚も大挙してこの教区参事会に移り住むようになり、彼らは土地や諸権利を持参したのである。設立から半世紀のあいだに（一〇九五—一四五年）、サン＝マルタン参事会聖堂は三十七基の祭壇を寄進によって取得した。一祭壇あたり年平均六リーヴルの収入があり、当参事会の年収入は祭壇収入だけで四千四百四十スーに達したのである。⁽⁵⁶⁾ これと似たようなケースは、いたる所の新修道院、新参事会聖堂においてみられたであろう。

十分の一税の所有が修道院において広く普及しただけではない。シトー会士もまた十分の一税の納付を免除されたのである。すでにパスカリス二世は詔勅《*Novum genus*》の中で「レヴィ族がレヴィ族から十分の一税を受納したり強請した話は聞いたことがない」と述べて、⁽⁵⁷⁾ 聖職者が聖職者から穀物、家畜の十分の一税を取り立てることは原則的であり得ないと主張した。同教皇はさらにモンマジュール修道院（アルル近郊）に宛てた特許状《*Decimas a populo*》の中で修道士と律修参事会員を十分の一税から免除した。本教令は後に『グラティアヌス教令集』に収録されて後世に絶大な影響を与えたのである。「神法の権威は十分の一税が民衆によって祭司やレヴィ族に支払われるように定めた。しかのみならず騎士、司教および他の人々が修道士や共同生活を営む聖職者から彼らが所有する農地や家畜の十分の一税を取り立てることを、理性は固く禁じている。それゆえに聖グレゴリウスは述べたのである。いったい共同生

活をおくっている者に、分配し、接待し、慈善を全うすることについて語るべきことがあるだろうか、と。なぜなら余剩物の一切は敬虔と信心のために用いられねばならないからである。主が述べているように、余りものを施せ、そうすればすべては清くなるであろう(ルカ 一・四一)⁽⁸⁷⁾と。十分の一税を免除する理由としてグレゴリウス二世のアウグスティヌス宛書簡を引用しながら、修道士、律修参事会員の生活費の余剰部分が慣習上すべて貧者の給養、巡礼の接待、そして慈善に充てられていたことをあげている。本教令で免税対象になった農地《*terrores*》が直営地に限定されるのか、それとも所領全体を含むのか明確ではないが、パスカリス二世やカリクストウス二世はおそらく前者の意味に理解していたのではないかと思われる。しかし修道院側がそれをより広義に解釈したことは疑いない。パスカリス二世は、一〇〇〇年から一一三三年にいたる十数年間に二十通に近い免税特許状を修道院に交付している。⁽⁸⁸⁾

シスマのさなかにインノケンティウス二世がシトー会に与えた特許状は重要な意味をもつ。同教皇は十分の一税の免税政策を新教団の支持をとりつけるための武器として用いたふしがある。ベルナルが西欧の聖俗界の要人にインノケンティウスの支持を呼びかけた功労への感謝の気持もあつたであろう。教皇は一週間後にクレルヴォー修道院にもほぼ同じ内容の特許状を発給している。一一三三年二月十日にシトー修道院長ステファヌス(ステイーヴン・ハーディング)に交付された特許状は

シトー修道院だけではなくシトー会所属のすべての修道院に免税特権を承認した。あなた方とあなた方の全教団の修道士がみずからの手と費用によつて耕作した農地と家畜の十分の一税を、何びともあなた方から要求したり、受け取つてはならない」と。ベルナルに宛てた特許状(一一三三年二月十七日付け)もクレルヴォー修道士が「みずからの手と費用によつて耕作した」《*propria manibus aut sumptibus colitis*》農地と家畜の十分の一税を免除した上に、クレルヴォーで誓願を立てた助修士を他の修道院長や司教が受け入れることを禁じた。⁽⁸⁹⁾ 当証書を作成したのは教皇側近の実力者、尚書院長ハイメリクスである。インノケンティウス二世はシスマに勝利した一一三八年に、プレモントレ会士にも同様の免税特権を与えた。⁽⁹⁰⁾ これは同教皇と新修道会、新修道参事会との親密な関係をつかがわせるものであり、この点にアナクレトウス二世の修道院政策とのコントラストをコンスタブルは指摘している。⁽⁹¹⁾

しかしながら免税特権の授与は教皇の善意にのみ負つものではない。ベルナル自身が積極的に働きかけた結果でもあつた。クレルヴォー修道院の証書集を編くときこの点は明らかにする。十二世紀前半の十分の一税に関する証書は全部で九通が収録されている。クレルヴォーの創建は一一一五年六月なので、僅か一世代のあいだに十分の一税にたいする同院の態度は大きく様変わりしたのである。一一二一年にサントトワイアン修道院長アドンがクレルヴォーに聖エウセビウス教会を寄進したが、

その際に小教区の農地と家畜の十分の一税を免除した。⁽⁸⁶⁾ベルナルはラングル司教キランズとジヨフロワにこれを確認させている（一一三五—一四七年）。⁽⁸⁷⁾ベルナル自身が確認証書を「要求しかつ取得した」⁽⁸⁸⁾《*questiv et imperavit*》と史料は語っている。クリュニー修道院長「エールも小教区アカンヴィルの農地と家畜の十分の一税を免除したが、ベルナルはこれを一一三五年と一一四七年に同様にラングル司教に確認させた。⁽⁸⁹⁾こうした動きは十二世紀後半にも中断することなく続いていく。シトー会の規約集が十分の一税の所有を拒否し、ベルナルが十分の一税の所有に関してマルムーティエ修道院長を訓戒したにもかかわらず、シトー会もまた現実に順応し、旧修道会と同じみちを歩み始めたのである。⁽⁹⁰⁾

オルデリクスは新教団の修道士を批判して次のように述べた。黒衣は聖書の中で謙譲の徳を表わしている。それゆえに修道士は今にいたるまで黒衣をまとうことを好んだのである。しかしながら当今の修道士は正義をひけらかすかのように黒衣を避ける。聖職者のカツパにも修道士のクララにも謙譲のしるしである黒衣を用いないし、奇抜な方法で衣服の丈を短くしながらおのれを他から区別する。察するに自発的清貧、俗世の軽視、そして真の信心が多数の者を鼓舞しているのだが、彼らの中には多くの偽善者やまことしやかな贗物が混じっている。あたかも小麦に毒麦が混入しているように。⁽⁹¹⁾十二世紀初頭には、シャルトル司教座聖堂

の聖職者が白衣の修道士の偽善とパリサイ派的性格を風刺した詩を書いている。⁽⁹²⁾彼がとくに嫌悪したのは隠修士の放浪的生活であり、念頭にあったのはロベール・ダルブリッセル、ベルナル・ド・ティロン、エティエンヌ・ド・ミユルなどであった。白衣の修道士の偽善を非難するのはたやすい。だが彼らのベネディクト会刷新の熱意と勇気がなかったならば、教会は果たして十一世紀後半の共住修道制の危機を乗り切ることができたかどうか疑わしい。しかしその白衣の修道士も程なく十分の一税やバナリテ収入を取得し、十二世紀後半には教皇すらも彼らの富裕化と貪欲を懸念するようになる。彼らもまた慣習の情力に流され、これに抗つのが難しかったのであろう。「げに心ははやれども、肉体は弱し」。⁽⁹³⁾

三 『グラティアヌス教令集』と十分の一税

十二世紀第一・四半期に、リエージュの律修参事会員が『教会内の多様な身分と宗教生活についての考察』と題する興味深い論者を著した。⁽⁹⁴⁾著者はここで聖職者と修道士の身分的優劣の議論からは離れて、教会内部における一種の分業調和論を展開した。彼は聖職者と修道士を七つの類型に分けて考察し、このうち在俗修道士《*monachi seculares*》と呼んだグループを除けば、他のグループはすべて新旧約聖書によってその存在が正当化されているという。著者は聖職者や修道士が平信徒の身近に住

んでいるのか離れて住んでいるのか、換言すれば、都会に住居しているのか農村に住居しているのかという観点から分類し考察している。著者の主たる関心が都市化社会に適應した修道士、聖職者にあつたことはこれに村落や僻地に住む修道士、聖職者の二倍の紙幅を割いていることから知られよう。注目すべきは、平信徒の近くに住むクリュニー修道士、寛律の律修参事会員（ボーヴェのサン・カンタン、パリのサン・ヴィクトル参事会員など）が聖堂内外における民衆の司牧の対価として十分の一税や祭壇収入を受領するのをみとめていたことだ。十二世紀にはクリュニーとその属院に巡礼や貧者が引きも切らず訪れるようになり、修道士は宿泊所を設けて、彼らの生活に配慮せざるを得なくなつた。修道士は彼らのためにミサを捧げ、福音を説き、説教する。修道士が十分の一税や祭壇収入で生計を立てるのは当然だと著者はいう。信徒の近くに住み、彼らを教導した寛律の律修参事会員も、クリュニー修道士と同様に司牧の見返りとして、信徒の供物や十分の一税にあずかる。他方、信徒から遠く離れて住む修道士（シトー会士など）については、「他の身分の聖職者をたとい彼らが自分たちより弱くても見下してはならない」と述べているが、ここにはオルデリクスの考えと共通するものがある。シトー会士と十分の一税の関係についての言及はみられない。僻地に住む彼らの情報が十分に伝わらなかつたせいもあるう。これを要するに都市化社会に適應した修道士、律修参事会員には、司牧の見返りとして

十分の一税や祭壇収入を受け取る権利があると著者は考えていたのである。

ほぼ同じ頃、教皇改革末期（一一四〇年頃）に成立した『グラティアヌス教令集』（以下、教令集と略記）は、第二卷の第十六事例 *causa* において修道院の小教区司牧と十分の一税の所有の問題を取り上げた。第十六事例は仮設の訴訟を例示している。修道院長が小教区教会を所有し、司牧のために一人の修道士を派遣した。修道院長は四十年間なんの妨げもなく当教会を所有していたが、受洗聖堂の聖職者がこれに異議を申し立てたというものである。第十六事例の第一設問 *questio* は七部 *pars* に分かたれ、六十八条の法文からなる。修道士と十分の一税の関係はこの第四部（第四十二—四十七条）で考察された。グラティアヌスは、修道院の禁域内で生活し、小教区司牧に従事しない修道士は、十分の一税を支払い、あるいは受け取るべきであろうかと問いを発する。そして次のように答えた。「もしも民衆のために犠牲や燔祭を捧げることによって、幕屋の中で主に奉仕する聖役のゆえに十分の一税が民衆によってレヴィ族の息子たちに支払われるのであれば、修道士は他の司祭同様に自身の土地から十分の一税の支払いを求められることはない。しかし購入によるにせよ、魂の救済のためになされた寄進によるにせよ、修道士の獲得以前に当地が初穂や十分の一税を受洗聖堂あるいは他の教会に支払っていたのであれば、何びともこれらの教会からその権利を奪つことは許されな

いと言われている⁽⁷⁷⁾。つまり司祭修道士は、小教区司牧への関与の有無とは関係なく、修道院での聖役奉仕のゆえにレヴィ族と同じ待遇にあずかる。彼らは所有地の十分の一税の納付を免除されるが、取得した土地が以前に初穂や十分の一税を支払っていたならば、修道士は引き続きそれを旧教会に納付しなくてはならぬ。ここにはパスカリス二世の教令《Novum genus》の影響がみとめられよう。グラティアヌスは旧教会の権利を保護する四つの法文（第四十二、四十五条）を収録した。修道士は入手した土地に付着している旧教会の十分の一税を入手後も旧教会の受洗聖堂に納付しなければならぬが、彼らは売買や寄進の権威によつてではなく、教会会議と、修道士は所有地の十分の一税を支払う必要はないと定めた教皇パスカリスの権威によつて十分の一税と初穂を所有している⁽⁷⁸⁾と述べているのは注目されよう。グラティアヌスはパスカリス二世の有名な教勅《Decimas a populo》を引用した（第四十七条）。第六部（第五十五、六十四条）では、十分の一税の管理権が司教にあることを述べた法文が収録され、司教の同意《consentia episcopi》があれば、修道院は初穂、十分の一税を所有できるとした。第七部（第六十五、六十八条）ではヒエロニムスから三篇、アウグスティヌスから一篇の法文を引用して第一設問を終えている。すなわち司祭に十分の一税を納付しない者は神にたいして罪を犯す者である（第六十五条）。十分の一税は司祭に納付するべきものであり（第六十六条）、福音をつたえる者から生活

の糧を奪う者は断罪される（第六十七条）。そして最後に、司教の同意を得れば、修道士に十分の一税を譲渡するのは自由である（第六十八条）と結んでいる。つまり修道士の十分の一税の所有と納付の免除を教令集は明確に承認したといつてよい。

第十六事例の第七設問でも十分の一税に触れている。グレゴリウス七世、ウルバヌス二世の教令を引用して俗人が十分の一税を所有するのを禁じた法文（第一、二三条）、十分の一税の納税義務に関する法文（第四、八条）などを収録した後で、グラティアヌスは次のように述べている。

「俗人が不当に所有していた十分の一税を、修道士は司教の同意を得て受け取り、しかもそれを永続的な安定性をもって保有することができる⁽⁷⁹⁾」（第三十八条）。かくてあらゆる手立てを尽くして修道士が俗人十分の一税を回収することがここに正当化されたと言つてよい。なおグラティアヌスは、第十三事例の第一設問において、戦禍を避けるために他の小教区に移住した農民のケースを仮設事例として取り上げている。彼は移住先の小教区の教会に墓地を確保しながらも、今なお旧小教区にある農地を耕作しつづけている。この場合、農民は彼が日常生活で秘跡にあずかる教会ではなくて、旧耕地《preda antiqua》がある小教区の教会に十分の一税を納めなくてはならない。グラティアヌスの結論はこつである。

「十分の一税を受け取る権利について言えば、土地の所有者が、ある小教区から別の小教区に移住しようが、十分の一税の所有権が、ある小教

区民から別の小教区民に移る事が同じことである」と。こうしてグランドミアヌスは十分の一税の納付先の混乱を避け、受洗聖堂の経済的安定を保障したといえよう。

四 十分の一税をめぐる新旧修道制の争い

修道院による十分の一税の所有は新たな問題を惹き起こした。十分の一税の收受をめぐる新旧修道制の争いがこれである。一地方の修道院の争いが教団トップの介入をまねき、ついには教皇権が仲裁に乗り出した象徴的なケースが知られている。ジニーGigny、修道院とル・ミロワールLe Mirouer、修道院の長い争訟がこれである。以下において、G・コンスタブルの研究を手掛りに両修道院の紛争のプロセスをたどることにしたい。新旧修道制の争訟を通して十分の一税をめぐる教皇政策が修正をせまられ、新たな展開をとげていくことになるからである。

ブルゴーニュ地方にあるジニーとル・ミロワールの両修道院は、それぞれクリュニーとシトーの属院である。ジニーはマコン東北東五十キロにあり、ル・ミロワールはジニーの北西十三キロにある。ジニーは初代クリュニー修道院長ベルノンによって八九四年に設立された。独立の修道院としての地位を保持していたジニーは、一〇七六年十二月にグレゴリウス七世によってクリュニー修道院長ユークに譲渡され、クリュニー

に併合された。他方ル・ミロワールは一二三二年九月五日にシトーの十一番目の娘院として創建された歴史の浅い修道院である。両院はジュラ丘陵地帯にあり、ともにリヨン教区に属していた。争いの発端は、ジニーから僅か数マイルの所に設立されたル・ミロワールがジニーに属していた小教区を所有するやいなや、小教区の農地が負担していた十分の一税がジニーに支払われなくなったことであつた。ル・ミロワール設立の翌年(一二三三年二月)に、インノケンティウス二世は「みずからの労力と費用によって」《populis manibus et sumptibus》造成した農地にたいしては十分の一税の納付を免除する旨の特許状をシトー会士に交付していたからである。新教団に好意的な同教皇は十分の一税の支払いを要求しつつ、ジニーを非難し、同院に聖務禁止を宣告した。これに対してクリュニー修道院長ヒエールはジニーを擁護して、教皇に再考を促す書簡をおくつた。クレルヴォー修道院長(＝ベルナル)が証人ですが、私自身シトー修道士に幾つかの場所の十分の一税を与えたのです。しかしすでに神の恩寵によって我々の周囲の至るところでシトー修道士や他の修道士が所有する土地は莫大なものですから、もしも我々がすべての修道士に十分の一税を承認するならば、我々は収入の殆ど十分の一を失うことになるでしょう。手短かにいえば、我々の多くの修道院が他の修道院に取り囲まれている状態は、一ないし二リーグ以内(＝約十キロ以内)に、一つの旧修道院が五つないし七つの新修道院によって包囲されてい

るといつた有様なのです。⁽⁸⁴⁾ シトー会の驚異的な発展を述べたあとでさらに続ける。「我々の小教区において我々の承認を得て、あるいは承認を得ないで教会法に反して建設された修道院は、すでに我々の小教区民の大部分を手に入れています。もしも十分の一税がすべての修道院に譲渡されたならば、我が修道士はその数を減らすか、あるいは若干の修道院では土地と家屋を同時に失う羽目に陥るでしょう」と。ピエールはシトー、クレルヴォー、ポンティニーの各修道院長にも手紙を書いて、十分の一税をシトー会士に全面的に免除するのは、シトー会士と他の修道士との良好な関係を損なうことになるだろうと警告した。⁽⁸⁵⁾ ほぼ同時期に尚書院長ハイメリクスに宛てた書簡の中で、ピエールは、教皇が「召喚も審理もなしに」《absque vocacione absque audientia》シトーのクリュニー修道士を破門し、聖務禁止を敷いたことに憂慮を表明した。クリュニー修道士は一二三〇年のシスマのときに同院の元修道士ペトルス・ピエルレオーニ(=アナクレトゥス二世)ではなくてインノケンティウス二世を支持し、フランスに亡命した同教皇をクリュニーに温かく迎えただけではない。同教皇はみずからの手で第三クリュニーの新聖堂を聖別したのである(一二三〇年十月二十五日)。クリュニー修道士が自身で支持した教皇によって破門され、聖務禁止を宣告されよつとは、いったい誰が予想し得たであろうか。インノケンティウス二世がクリュニー修道士を迫害しつづけるならば、敵はそれ見たことかとクリュニー修道士を嘲笑して言

うであろう。「見よ、クリュニー修道士よ、みずからの修道士を見捨ててあなた方が選んだ教皇を受け入れるがよからう」と。⁽⁸⁶⁾ この感情的な書簡はシスマのさなかに書かれている。クリュニー修道院長は、教皇庁の実力者であるハイメリクスの情に訴えて、十分の一税問題の善処を教皇に期待したのである。紛争の第一期(一二三三—一三七年)の結末についての記録は残されていない。だがインノケンティウス二世とハイメリクスの親シトー的な態度から判断して、教皇庁の決定がクリュニーをはじめ旧修道制側に有利であったとは思われない。

十二世紀前半には、新修道制による教会設立を規制する権利が旧修道制側に認められた例は殆どなかったが、野放図な教会設立の弊害と紛争の深刻さを教皇も次第に認めざるを得なくなつた。第一期の紛争終了から数年後に、教皇ルキウス二世はクリュニーの既存の権利と十分の一税を保護するために、領内の教会新設の認可権を同院にたいして承認した。「何びともクリュニー修道院長の許可なしに、クリュニー修道院の権利に属する小教区内に教会、礼拝堂を建設しようとしてはならない。ただしすべてにおいて使徒座の權威はこれを留保する」と。⁽⁸⁷⁾ 教皇は同時にガリアの司教にも教令の遵守を傳達したが、ここではさらに次のように述べている。旧教会は新教会のために裁判益金や十分の一税を失つてはならず、これらはつねに旧教会にたいして支払われねばならない。⁽⁸⁸⁾ エウゲニウス三世もほぼ同様の特権をクリュニーに与えており、⁽⁸⁹⁾ 十二世紀半ば

になると十分の一税の帰属問題に関する教皇庁の態度には重大な変化がみられるようになるのである。

紛争の第二期は一一五一年秋から翌年の冬にかけて始まった。教皇がクリュニーに与えた特権をル・ミロワールが無視しつつけたことに業を煮やしたジニーは実力行使にでた。ジニー修道士はル・ミロワールを襲って修道院の殆どすべてを破壊したあとで火を放ち、修道士を追放した。ベルナルが紛争に直接関与するようになったのは、この事件の発生直後と思われる。エウゲニウス三世に事件の詳細を報告し、教皇の干渉を要請した。教皇は一一五二年三月五日付けのリヨン大司教フンベルトウス宛書簡において、ジニー修道士がその暴力行為にたいして二十日以内にル・ミロワールに与えた損害を弁償しないときには、ブザンソン大司教と共同でジニー修道士に破門と聖務禁止の制裁を科すように通告した。⁽⁹²⁾ その直後に三月十四日(教皇はクリュニー修道院長にも書状をおくり、同院長と修道士は、暴力行為にたいする償いをジニーがル・ミロワールに誠実に果たしたかどうかを見届けるように命じた。⁽⁹³⁾ ピエールがベルナルとクリュニーで会見したのはこの直後らしい。しかしジニー修道士は言い逃れて責任を回避したために、ピエールはみずからの判断でシントー会士の要求を容れて一万七千スーの巨額な賠償金を支払ったのである。だがジニーとル・ミロワールの紛争はこれで決着がついたのではなかった。

一一五三年は本紛争のターニングポイントになった。エウゲニウス三世が同年七月八日に、その跡を追うようにベルナルも八月二十日に世を去った。ル・ミロワールは相次いで二人の有力な後継者をつたつたのである。これと前後してリヨン大司教フンベルトウスが退位してカルトゥジオ会に隠棲し、後任のリヨン大司教にはピエールの兄弟ヘラクリウス・ド・モンボワシエが就任した。ジニーでは強硬派の院長ギヨームが更迭されてギー・ド・モネが院長に選出された。他方ル・ミロワール修道院長にもピエールの親族にあたる人物が就任した。かくて争訟はモンボワシエ一族の内紛の観を呈したのである。⁽⁹⁴⁾ エウゲニウス三世の後継者アナスタシウス四世は二十五年間サビーナの司教枢機卿をつとめた老練な政治家であり、教皇は一一五四年春に訴訟の審理をローマで開始した。アナスタシウスは同年十二月に死去したが、紛争は、後任の教皇ハドリアヌス四世の下で一一五五年三月五日にリヨン大司教ヘラクリウスとウィンチェスター司教ヘンリーの協力を得て最終的な解決をみた。⁽⁹⁵⁾ ル・ミロワール修道士は、ピエールが同院に支払った賠償金一万七千スーのうち二万二千スーを返還し、ジニーが要求していた十分の一税にたいしては、ル・ミロワールが毎年七十スーをその代償として支払うことになった。ジニーとル・ミロワールのあいだで解決できない問題については、今後ヘラクリウスとヘンリーにその解決を付託する取り決めがなされた。こうして長い紛争は、十分の一税にたいする旧教会の権利を確

認して幕を閉じたのである。ハドリアヌス四世こそは免税特権の際限なき拡大に歯止めをかけた転換期の教主であった。

五 改革と慣習のはざま

教皇改革期には俗人十分の一税の教会への返還が相次いだ。マコンのサン＝ヴァンサン教会の証書集には二十七通の返還証書が収録されているが、このうち三分の二は無償の返還である。⁽⁹⁷⁾ 教皇改革の理念に共鳴した領主が少なからずいたことを窺わせる。三分の一は有償の返還であり、言うなれば十分の一税の売却である。十分の一税の買取りは十二世紀に増加し、これに投入されたサン＝ヴァンサン教会の費用は三千三百スーの巨額に達した。買取りのうちでもとくに注目されるのは、授封ないし再授封されていた十分の一税の購入である。一例を示そう。サン＝ヴァンサン教会は近郊のサン＝タムール小教区教会の十分の一税を二名の家臣に授封《in feodo》していたが、両名はそれをさらに八名の騎士に再授封していた。この十分の一税を買い取るためにサン＝ヴァンサン教会は二名の封臣に三百五十スー、八名の陪臣に四百一十六スー、総額六百七十六スーを支払っている。⁽⁹⁸⁾ 十分の一税の収益性と細分化のゆえに俗人十分の一税の回収はしばしば困難をともなつた。教会や十分の一税の分割寄進(二分の一、三分の一、四分の一、八分の一など)の例は枚挙にい

とまがない。⁽⁹⁹⁾ たとえばオーヴェルニュの二人の兄弟が小教区教会を司祭収入と一緒にクリュニーに寄進したが、兄弟は誓約のあとで次のようにいつ「さらに幾人かの家臣が当教会に属する十分の一税を我々から授封されているが、もしも彼らのうちの誰かがおのれの分をクリュニーに譲渡したいと思つたら我々はこれに同意する」と。またある領主の妻は良馬一頭と百スー相当の毛皮を受け取つて、小教区教会をクリュニーに返還した。同教会には十分の一税の三分の一と、「私に支払われるべき司祭収入(一)の三分の一、すなわち五スー相当」が付属していた。だが彼女の死後、女婿がこの譲渡(「売却」)に異議をとなえた。やむなくクリュニーはさらに百スーを上積みして、教会とそれに付属するすべての権利(初穂、十分の一税、埋葬料、墓地税、司祭収入)を買い取つたのである。⁽¹⁰⁰⁾ 教会寄進の際に十分の一税を除外したケースもまゝ見受けられる。たとえば、ある領主は小教区教会をその付属物件と共に寄進してクリュニー修道士の善業にあずかることが認められたが、「彼の騎士たちが今日まで保有している十分の一税を除く」と断っている。また別の領主は小教区教会を譲渡したときに「十分の一税を除いて」《preter decima》寄進した。もちろん教会が十分の一税と一緒に寄進される方が普通であったが、すでにシュライバーが指摘したように、⁽¹⁰¹⁾ 教会の中には十分の一税を所有しないものもあつたのである。

C・E・ポイドは、教皇改革末期に作成されたジェーノヴァ大司教区

の十分の一税の所有目録(一四三三年頃作成)を紹介している⁽¹⁵⁾。これは二十八小教区のうち二十一小教区についての報告書であるが、きわめて興味深い事実を明らかにした。目録によれば、リグーリア州ではすでに十分の一税の四分法が確立していた。受洗聖堂が十分の一税の全部を受け取っているケースが一件、四分の一《quartium》を受領しているケースが十四件、quartiumを大司教と分有しているケースが一件である。すなわち受洗聖堂の取り分が保証されているケースは十六件に達し、調査件数の四分の三にあたる。これは受洗聖堂の地位と収入が十二世紀半ばにはほぼ確立していたことを物語る。他方、quartium以外の部分については、大司教、聖堂参事会の若干の取り分を除けば、その大半が俗人の所有下にあつた。俗人が十分の一税のすべてを所有するケースが三件、四分の三が十一件、四分の一以上が六件をかぞえる。また大司教から十分の一税を受封しているケースが二件ある。つまり二十一小教区のうち俗人が十分の一税を全く所有していない小教区は一つにすぎず、俗人十分の一税は教皇改革によつても殆ど影響を受けなかつたといつてよい。私有教会領主権に由来するものであれ、聖界領主の授封によるものであれ、改革以前の慣習は根強く保持されたのである。さらに俗人領主が開墾によつて造成した村落には十分の一税が課されるのが普通であり、十分の一税はこつして新たに作り出されていった。ヴィアールのいう⁽¹⁶⁾、自生的十分の一税《dimes allodiales》がこれである。十分の一税がもはや

秘跡授与の対価ではなく、単なる世俗税に変質したとき、この自生的十分の一税ほど雄弁に物語るものはない。十二世紀のラテラノ公会議は俗人十分の一税の排斥を繰り返して布告したが、フランク時代に遡る慣習の根絶は容易ではなかつたといえよう。

修道院十分の一税が教皇権として教令集によつて正当化されたのは教皇改革期であつた。『聖ベネディクトの戒律』に言及されていない十分の一税の所有に反対したのは、シトーに代表される新修道制である。しかしシトー会士も修道院設立から半世紀もたないうちに十分の一税やバナリテ収入を取得した。ウルバヌス二世・パスカリス二世期以後、修道院への寄進には司教の同意が必要とされたが、これとても十分な規制力をもっていたとは思われない。一例をあげるならば、一一三一年九月にクレルモン司教アイメリクスがクリュニーに交付した特許状は「司教の承認なしに」《absque episcopi concessione》教区内の十分の一税を取得する権利を同修道院に容認した⁽¹⁷⁾。修道院は権利譲渡、売買、死質契約などのあらゆる手段を尽して十分の一税を獲得したのであり、十二世紀半ばにはベネディクト会士のみならずアウグスティヌス律修参事会員、プレモンテ会士、シトー会士においても、十分の一税と祭壇収入は教団収入の重要部分をしめるにいたつた⁽¹⁸⁾。

さらに修道院には十分の一税の納付を免除する特権が与えられ、一一三〇年代に教皇はシトー会、プレモンテ会などの新興教団にたいして

気前よくこの特権を与えた。しかし新修道制が旧修道制の既得権を侵害し、両者間の争訟が続発するようになる。教皇権はこれまで新修道制に与えてきた特権の見直しを迫られた。実はこうした動きが始まるのはウルバヌス二世のときからである。サン・ジャン・デ・ヴィーニユ修道院(ソワソン教区)に宛てた特許状の中で教皇は次のように述べた。「あなた方に十分の一税が支払われていた土地がたとい第三者の手に渡ったとしても、当地の十分の一税はあなた方に支払われねばならない。みずからの労力と費用によって耕作したあなた方の新開地からは何びとも十分の一税を要求してはならぬ⁽⁹⁾」。旧修道院の既得権の尊重と並んで新開地《novale》に限って十分の一税を免除している点に注目すべきである。さらにロッテンブーホ聖堂参事会(フライジング教区)に交付されたウルバヌスの特許状は次のようにいう。ロッテンブーホ参事会の新開地の十分の一税は当参事に属する。ただし近隣教会の権利を侵してはならぬ⁽¹⁰⁾。同趣旨の特許状はパスカリス二世も発給しているが、ウルバヌス二世・パスカリス二世期には、特定の修道院、聖堂参事会に限ってこの種の特許状が散発的に発給されたにすぎない。ウルバヌス二世が特許状に用いたフレーズ《Sane novatum》が修道院免税地の拡大を阻止するために教皇政策の一環として大々的に利用されるようになるのはハドリアヌス四世(一一五四-五九年)のときからである⁽¹¹⁾。

最後に、慣習の根深さを示す例として聖式謝礼の問題を取り上げてお

きたい。これは洗礼、婚姻、妊婦祝別、聖別、塗油、埋葬などに際して司祭が受け取る謝礼である。聖式謝礼を良俗とみるのか、それともシモニアの一種とみなしてこれを斥けるのか、教会にもまだ定まった指針がなかった。改革教皇権はその潔癖性から秘跡や準秘跡の対価としての金品の受領をシモニア異端とみなして、これを禁止した。しかしながら聖式謝礼は、司祭にとり重要な収入源であるだけでなく、小教区民にとっては司祭との精神的な絆を強化し、日常の司牧にたいする謝意を表すまたとない機会でもあった。第二、第三ラテラノ公会議は教皇改革の理念に沿って聖式謝礼を禁止したが、小教区民のあいだに深く根を張った「悪習」を廃絶するのは難しかった。慣習は、それが人々に受け入れられているというただそれだけの理由で、欠けるところなく公正なものなる⁽¹²⁾。第二、第三ラテラノ公会議のカノンは社会の実情にそぐわないことが誰の目にも明らかになり、第四ラテラノ公会議(一二一五年)はカノン第六十六条において聖式謝礼は「称賛すべき慣習」《laudabilis consuetudo》であるとして、最終的にこれを承認したのである。

省略記号表(『山形大学紀要・社会科学』第二十七巻第一号、二〇〇七年、二二頁の追加)

CDAC *Chartes et documents concernant l'abbaye de Chateaux* (1098-1182),

éd. J. Marilier, Roma 1961.

- moniacam haeresim esse nullus fidelium ignorat.' : *ibid.*, col. 1072(JL, n° 6607).
- (26) *Hessonis scholastici relatio de concilio Remensi* (ed. W. Wattenbach), in : *MGHLL*, t. III, 21-28.
- (27) 'Investituram omnium aeclesiarum et aeclesiasticarum possessionum per manum laicam fieri modis omnibus prohibemus.' : *ibid.*, 27.
- (28) 'Investituram episcopatum et abbatatum per manum laicam fieri omnimodis prohibemus.' : *ibid.*, 28.
- (29) 'animarum cura et rerum ecclesiasticarum dispensatio in episcopi iudicio et potestate permaneat.' (can. 4) : *COD*, 190.
- (30) 'Decimas ecclesiarum, quas in usu pietatis concessas esse canonica demonstrat auctoritas, a laicis possideri apostolica auctoritate prohibemus. ... Praecipimus etiam ut laici, qui ecclesias tenent, aut eas episcopis res-tituant aut excommunicationi subiaceant.' (can. 10) : *COD*, 199.
- (31) カノン第十四条の規定がゆゑ (*ibid.*, 219) ° カカノンの諸聖人のことは次を参照。 P. Viard, *Histoire de la dîme ecclésiastique dans le royaume de France aux XI^e et XIII^e siècles*. Paris 1912, 120.
- (32) 'Ut nullus abbas decimas et primitias et reliqua, quae secundum statuta canonum ad episcopos pertinent, sine auctoritate Romani pontificis seu episcopi consensu, in cuius diocesi habitat, detineat, apostolica sanctio-
- ne firmamus.' : *RG*, VI, 5b, 405.
- (33) Epistola Joannis S. R. E. diaconi. *Mansi*, t. 20, col. 726.
- (34) 'Propter quam prohibitionem episcopi monasteria acrius spoliare coeperunt.' : *ibid.* 同條の參照を留神の面を以て十條の一税に於ては如何を論證し、如何にロマンに於て解釋しようとす。 cf. G. G. Coulton, *Five Centuries of Religion*. Cambridge 1936. vol. III, 158.
- (35) *Mansi*, t. 20, col. 723.
- (36) *Ibid.*, col. 933.
- (37) 'Porro quaecumque altaria vet decimas ab annis xxx. et supra, sub huius modi redemptione monasteria possedisse noscuntur, quiete deinceps et sine molestia qualibet eis possidenda firmamus.' : *ibid.* cf. *CIC*, c. i. q.iii, c. 4(1, col. 412)
- (38) 'Licet enim decimae et oblationes principaliter clericali debeantur militiae, potest tamen Ecclesia omne quod habet cum omnibus pauperibus habere commune. Quanto magis cum his pauperibus qui, relictis facultibus propriis, non in angaria bajulantes Christi crucem, sequuntur pauperem Christum?' : *PL*, t. 162, col. 200.
- (39) 總論第十條の「税に關する條」を以て、如何に解釋しようとす。 G. Schreiber, *Kurie und Kloster in 12. Jahrhundert*. Band I, Stuttgart 1910, 246-94; P. Viard, *op. cit.*, 87-117; G. Constable, *Monastic Tithes*

- from Their Origins to the Twelfth Century*. Cambridge 1964 ; id., “Monastic Possession of Churches and « spiritualia » in the Age of Reform”, in: *Il Monachesimo e la riforma ecclesiastica(1049-1122)*: Atti della quarta Settimana internazionale di studio, Mendola, 23-29 agosto 1968, Milano 1971, 304-31; H. Gilles, “A propos des dîmes monastiques”, dans : *Les moines noirs (XIII^e-XIV^e siècle)*. Cahiers de Fanjeaux 19, Toulouse 1984, 287-308. シューベツトハツ分シノ税ノコトニ付 J. -B. Mahn, *L'Ordre cistercien et son gouvernement des origines au milieu du XIII^e siècle (1098-1265)*. Paris 1951, 102-118.
- (40) ‘decimae pauperibus dentur’, in: *MCH Cap*, TL, Nr.170, art.49(S. 437).
- (41) ‘Praeterea quicquid ex vineis vel culturis ad vestram pertinet Religione, partem quoque decimarum ad hospitale vestrum pertinere sancimus: similiter et de his rebus quas percepturi estis.’: *Bull.C.* (JL, n° 3584).
- (42) ‘ecimas suas indomincatas ad hospitale habeant.’: C, n° 499.
- (43) ‘Decimas enim laborum vestrorum, pro quibus iam vos quam alios monasticæ Religionis viros inquietare gravius consuescunt, illorum videlicet laborum, quos dominicaturas appellanti, qui vestro sumptu ac monasterii seu cellarum vestrarum clientibus excolluntur, vobis deinceps quietius habere, sine omni Episcoporum et Episcopaliū ministrorum contradictione concedimus. Vos enim per omnipotentis Dei gratiam no-
- n modo decimarum partes, sed pene omnia, quæ superesse possunt, peregrinis fratribus et pauperibus erogatis.’: *Bull. C.* 211(JL, n° 6046).
- (44) *Bull. C.* 39(JL, n°6821); 52(JL, n°8621); 56(JL, n°8859).
- (45) J.-B. Mahn, *op. cit.*, 102-03.
- (46) *OV*, vol. IV, 310-27.
- (47) トビゴスト大修道院説ニトテ修道会初期文書集 中央出版社 一九八九年 六一 六一 一 九四頁
- (48) 聖職書 一 七二 一 一 五五頁
- (49) ‘Hoc autem dicitur tuius esse omni christiano, et maxime monacho, possidere quippiam minus in pace quam cum lite amplius... Clericorum est altari deservire et de altario vivere. Nobis nostra professio et antiquorum monachorum exempla victum ex propriis praescribunt laboribus, et non ex sanctuario Dei... Alioquin invidiosum admodum est, velle metere ubi non seminaveris; sed et colligere quod alius sparsit, etiam iniuriosum.’: *SBO* vol. VIII, ep. 397(1124-37), pp. 374-75.
- (50) R. Foreville et J. Leclercq, “Un débat sur le sacerdoce des moines aux XII^e siècle”, *Studia Anselmiana* 41(1957), 8-118, spécialement 52-53.
- (51) ‘quia aliud est Ecclesia, aliud est monasterium: Ecclesia namque est convocatio fidelium, monasterium vero locus et carcer damnatorum, id est monachorum qui se ipsos damnaverunt ut damnationem evitarent

- perpetuam : fructuosius tamen damnantur a se ipsis quam ab alio... quia non licet eis populo predicare, vel baptizare, vel penitentem ligare vel solvere, sive cetera talia que dicuntur ad ecclesiam pertinere. : *ibid.*, 52.
- (52) 'Nihil ergo decime vel Ecclesie ad eos iure pertinent, neque ille exactiones rigide, que a quibusdam monachis fiunt ad extorquendam pecuniam, faciende essent ; sed potius, sicut primitivi monachi, de labore manuum et de communi, quod Deus est, vivere debent.' : *ibid.*, 53.
- (53) C. H. Berman, "Cistercian Development and the Order's Acquisition of Churches and Tithes in Southwestern France", *Revue Bénédictine* 91 (1981), 193-203.
- (54) Ch. Renardy, "Recherches sur la restitution ou la cession de dîmes aux églises dans le diocèse de Liège du XI^e au début du XIV^e siècle", *Le Moyen Age* 76(1970), 205-61 ; id., "Synodes, juridiction de la paix et cessions de dîmes aux Eglises(XI^e-XI^e siècle)", *ibid.*, 81(1975), 245-64.
- (55) E. Affolter, *L'abbaye de Clairfontaine aux XII^e et XIII^e siècles : Aspects de l'Économie au Moyen Age*. Vesoul 1978.
- (56) A. d'Haenens, "Moines et clercs à Tournai au début du XII^e siècle", *dans : La vita comune del clero nei secoli XI e XII*. Atti della Settimana di studio(Mendola,settembre 1959), vol.II, Milano 1962, 90-103. 改訂版の序文に「最初は『聖パウロ・スティアヌスの戒律』を『ついで』『聖ベネディクトの戒律』を採用した。後にカトリック教に属するカトリックの修道士となつた。 cf. Ch. Derenne, "Odon de Tournai et la crise du cénobitisme au XI^e siècle", *Revue du Moyen Age latin* 4(1948), 137-54.
- (57) 'non enim Levitae a Levitis decimas accepisse, vel extorsisse leguntur.' : *PL*, t. 163, col. 437(*JL*, n° 6605).
- (58) 'Decimas a populo sacerdotibus ac Levitis esse reddendas divinae legis sanxit auctoritas. Gaeterum a monachis, sive clericis communiter viventibus, nulla ratio sinit ut milites, aut episcopi, aut personae quaelibet decimas de laboribus seu nutrimentis seu propriis extorquere debeant. Unde beatus Gregorius ait : « Communi vita viventibus iam de faciendis portionibus, vel exhibenda hospitalitate, et adimplenda misericordia, nobis quid erit loquendum ? cum omne quod superest, in causis piis ac religiosis erogandum sit, dicente Domino : *Quod superest, date elemosynam, et ecce omnia munda sunt vobis(Luc. xi)*.' : *PL*, t. 163, col. 437. *CIC*, c. xvi, q. i, c. 47(1, col. 775). cf. G. Constable, *Monastic Tithes...*, 229-30. 十分の一税に関するパスカリン二世の面教書「カトリック」は「改革教皇権の最初の綱領画記」であり

- インノケンティウス二世にいたるまでの教皇の十分の一税政策は
一貫してこの方針をとりつづけた（G. Schreiber, *op. cit.*, 251ff.）
- (65) ベータ(長友栄三郎訳)『イギリス教会史』創文社 一九八八年 六一頁。ただし「普通の生活」は「共同生活」の誤記。
- (66) G. Constable, *op. cit.*, 228, n. 1.
- (67) *Ibid.*, 247-48.
- (68) 'Statimus ut de laboribus quos vos et totius vestre congregationis fratres propriis manibus et sumptibus colitis et de animalibus vestris, a vobis decimas expetere vel recipere nemo presumat.' *CDAc*, n° 90, p. 93(*JL*, n°7537).
- (69) *RCAc*, n°5, pp. 8-9(*JL*, n°7544).
- (70) *PL*, t. 179, ep. 336, cols. 386-87(*JL*, n°7927: 21 Dec. 1138).
- (71) G. Constable, *op. cit.*, 247-48.
- (72) *RCAc*, n° 2.
- (73) *Ibid.*, n° 7, 17.
- (74) *Ibid.*, n° 8.
- (75) *Ibid.*, n° 3.
- (76) *Ibid.*, n° 7, 18.
- (77) *OV*, vol. IV, 310-13.
- (78) J. Leclercq, "Le poème de Payen Boloin contre les faux ermites", *Revue Bénédictine* 68 (1958), 52-86. cf. *OV*, *ibid.*, 312-13.
- (79) 'Spiritus quidem promptus est cario autem infirma.' *Matth.* 26: 41; *Mark.* 14: 38. cf. P. Viard, *Histoire de la Dîme ecclésiastique principalement en France jusqu'en Décret de Gratien*. Dijon 1909, 202.
- (74) *Libellus de diversis ordinibus et professionibus qui sunt in Ecclesia*. Ed. and trsl. by G. Constable and B. Smith, Oxford 1972. 449 開口詞 題「"Diversi sed non-adversus"」『山形大学紀要・社会科学』第十一巻第一号(一九八七年)一五七 九二頁は 本書を分析したものであり。
- (75) *Ibid.*, 18-19, 26-27, 82-83.
- (76) *Ibid.*, 54-55.
- (77) 'Si enim decimae a populo filiis Levi reddebantur pro ministerio, quo Domino deserviebant in tabernaculo, offerendo sacrificia et holocausta pro populo, patet, quod monachi de propriis prediis non magis quam alii sacerdotes decimas solvere coguntur. Sed dicitur, predia monachorum, sive precio sint empta sive pro salute animarum oblata, antequam in ius eorum venient, baptismalibus ecclesiis sive quibuslibet aliis primitiis et decimas persolvebant, illae autem ecclesiae suo iure privati non possunt.' *CIC*, c. xvi, q. i, iv pars I, col. 774).
- (78) 'Monachi autem decimas et primitias non auctoritate vendentis aut do-

- nantis, sed auctoritate eiusdem concilii et Pascalis Papae delinunt, a quibus diffinitum est, ut monachi de propriis prediis decimas non solvant: *CIC*, c. xvi, q. i, c. 45(I, col. 775).
- (67) 'decimas male possessas a laicis episcopo consentiente licet monarchis de manu laicorum recipere, et eas perpetua stabilitate tenere': *CIC*, c. xvi, q. xvi, c. 38(I, col. 811).
- (68) 'Quantum enim ad ius percipiendarum decimarum attinet, idem est possessorem de dioecesi ad dioecesim transire, quod possessionem de dioecesiano ad dioecesianum transferre': *CIC*, c. xiii, q. i, iii pars(I, col. 720).
- (69) GConstable, "Cluniac Tithes and the Controversy between Gigny and Le Miroir", *Revue Bénédictine* 70(1960), 591-624. 本邦教会史の撰述に於ては、たゞ其の事實を述べしむるのみならず、其の背景を歴史的に考察し、其の意義を論ずるに努むるべきである。本邦教会史の撰述に於ては、たゞ其の事實を述べしむるのみならず、其の背景を歴史的に考察し、其の意義を論ずるに努むるべきである。
- (80) *CDAC*, n° 86 (5 Sept. 1131), p. 90.
- (81) G Constable, *op.cit.*, 609.
- (82) 'Dedit ipse Cisterciensibus fratribus teste domino Clareuallensi abbate quibusdam in locis decimas, sed tanta iam est per dei gratiam ipsorum et aliorum religiosorum ubique terrarum in circuitu nostro numerosita-
- s, ut si omnibus decimas indulserimus, iam decimam fere numeri nostri partem perdamus. Nam si breuias pateretur, ostenderemus quamplurima monasteria nostra ita a diuersis religionibus circumseptia, ut ad duas uel unam leugam, unum uetus quinque uel septem nouis monasteriis septiatur': *LPV*, vol. I, n° 33(1132/40).
- (83) 'Quae in parochiis nostris et cum assensu et sine assensu nostro contra ius canonicum constructa, maiorem partem iam parochiarum nostrarum optinent. Quibus omnibus si decimae concedantur, oportebit ut nostri, aut sicut dixi numerum suorum minuant, aut forte in quibusdam locis loco pariter et donibus cedant': *ibid.*
- (84) *Ibid.*, n° 35(1132/40). 教父時代以降、俗人だけではなく、教会、修道院、本邦教会史の撰述に於ては、たゞ其の事實を述べしむるのみならず、其の背景を歴史的に考察し、其の意義を論ずるに努むるべきである。
- (85) *Ibid.*, n° 34(1132/40).
- (86) 'Ecce Cluniacenses habete papam uestrum, quem uobis spreto monachorum uestro elegistis': *ibid.*
- (87) 'Prohibemus autem ut infra Parochias ad ius Cluniacensis Monasterii pertinentes, absque Abbatibus Cluniacensis assensu nullus Ecclesiam uel Capellam aedificare praesumat, salva in omnibus Apostolicae Sedis auctoritate': *Bull. C.*, 53(*JL* n° 8621).
- (88) 'ut altiae Ecclesiae antiquiores propter novas suam iustitiam aut decim-

- ..., 126, 149; S. Lefevre, *op.cit.*, 726.
- (107) C, n°4023.
- (108) F. L. Ganshof, "Medieval Agrarian Society in its Prime: France, The Low Countries, and Western Germany", in: *The Cambridge Economic History of Europe, I. The Agrarian Life of the Middle Ages*. Cambridge 1966, 330-31.
- (109) 'Si quam etiam terram de qua vobis decima consuevit exsolvi, ad aliam manum transferre contigerit, nihilominus inde vobis decima tribuatur. Sane novatum vestrorum quos propriis manibus vel sumptibus colitis, decimas nemo praesumat exigere.' : *PL*, t. 151, col. 296(*JL*, n° 5391:11 Jan. 1089)
- (110) 'decimas quoque novatum ejusdem canonicae ad eandem pertinere decernimus, salvo vicinarum jure ecclesiarum': *ibid.*, col. 339(*JL*, n° 5459: 1 Febr. 1092).
- (111) G.Schreiber, *Kurie und Kloster...*, 259; G.Constable, *Monastic Tithes* ..., 280 ff.; H. Gilles, *op. cit.*, 292.
- (112) 第三テラノ公會議のカノンの第二十四条および第三テラノ公會議のカノンの第七条をみよ。 cf. *COD*, 202, 214-15.
- (113) パスカル(津田穰訳)『パンセ(上巻)』新潮社 一九七九年 一九四頁。

La Réforme pontificale et la dîme

SEKIGUCHI Takehiko

Juridiquement les laïcs sont incapables de posséder des dîmes. Mais la pratique fut très différente du principe et ce fut certainement l'un des plus graves abus à l'époque même de la Réforme pontificale. L'un des buts de la Réforme grégorienne avait été précisément d'enlever aux seigneurs laïcs la perception des dîmes. Grégoire VII et ses successeurs n'y avaient point complètement réussi. Mais leur activité législative était persévérante. La papauté réformatrice continue à répéter leurs prohibitions et leurs censures contre les détenteurs laïcs des dîmes.

On sait que les fondateurs de l'ordre de Cîteaux se refusaient à posséder *decimas aliorum hominum*, levées sur des terres ne leur appartenant pas. Ils considéraient de leur devoir d'acquitter la dîme comme les autres fidèles. Mais le développement très rapide de l'ordre cistercien le contraignait à rejeter la volonté de ses fondateurs. Durant la décennie 1120-1130 se multiplient les privilèges individuels octroyés aux monastères cisterciens. L'exemption du paiement de la dîme ne pouvait s'obtenir que par un privilège pontifical, accordé soit à une maison particulière, soit à l'ordre en général. Innocent II avait accordé aux ordres de Cîteaux et de Prémontré l'exemption totale des dîmes pour leurs terres exploitées *propriis manibus et sumptibus* (1132, 1138).

Mais sous Adrien IV, une réaction se produisit et les bénéficiaires de l'exemption de la dîme n'en jouirent plus que pour les nouvelles terres défrichées (*novale*) et non plus pour l'ancienne terre.